



府食第222号

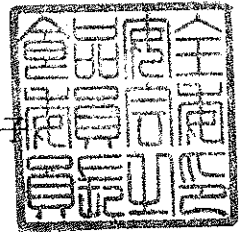
平成23年3月10日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成23年3月4日付け厚生労働省発食安第0304第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の事項について、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 D 各条の「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」、「冷凍食品」及び「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の加工基準等に規定されている「化学的合成品たる添加物を使用してはならない」の例外規定として、「次亜塩素酸水」をそれぞれ追加すること。